

(様式第6-8号)

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和5年6月14日

匝 瑳 市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第1項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
○				匝瑳市春海・椿海・豊和地区及び旭市秋田地区	無	令和5年度～令和9年度	春海・椿海・豊和地区環境保全会
○				匝瑳市大寺・飯塚地区	無	令和5年度～令和9年度	大寺環境保全会
○				匝瑳市堀川地区	無	令和5年度～令和9年度	堀川東環境保全会
○				匝瑳市高地区	無	令和5年度～令和9年度	高八市環境保全会
○				匝瑳市中央地区	無	令和5年度～令和9年度	下富谷環境保全会